

【諮問事項】上尾市国民健康保険税の税率等の改定について 審議まとめ

1 賦課限度額について

第1回運営協議会において、審議の結果、法定の賦課限度額に改定することが適当であると決した。

現行(～令和5年度)

	賦課限度額
医療分	65万円
支援分	20万円
介護分	17万円
合計	102万円

改定後(令和6年度～)

	賦課限度額	増減
医療分	65万円	—
支援分	<u>22万円</u>	+2万円
介護分	17万円	—
合計	<u>104万円</u>	+2万円

2 保険税率の改定について

第1回、第2回運営協議会において、審議の結果、事務局案1～3に、物価高や低所得世帯を考慮した案4を追加し、採決の結果、令和6年度の税率を所得割を+0.4%、均等割を+5,000円とし、令和7年度、令和8年度の3カ年をかけて段階的に改定する「案4」に決定した。

※採決の結果(出席委員17名<議長を除く>)

→ 案1:0名 案2:1名 案3:1名 案4:14名

現行(～令和5年度)

	所得割	均等割
医療分	6.8%	28,000円
支援分	2.0%	11,000円
介護分	2.1%	15,000円
合計	10.9%	54,000円

改定後(令和6年度～)

	所得割	均等割
医療分	6.8%	<u>31,000円</u>
支援分	<u>2.4%</u>	<u>13,000円</u>
介護分	2.1%	15,000円
合計	<u>11.3%</u>	<u>59,000円</u>

増減	
—	+3,000円
+0.4%	+2,000円
—	—
+0.4%	+5,000円

増収見込額:約2.2億円

参考 令和5年度上尾市標準保険税率との乖離率

現行(～令和5年度)

	所得割	均等割
医療分	▲1.0%	31.1%
支援分	27.8%	32.2%
介護分	12.1%	13.5%
合計	8.3%	27.3%

改定後(令和6年度～)

	所得割	均等割
医療分	▲1.0%	23.8%
支援分	13.4%	19.9%
介護分	12.1%	13.5%
合計	5.0%	20.5%

ケース1:70歳単身(年金収入150万円)

11,700円 → 13,200円

(+1,500円)

ケース2:45歳単身(給与収入350万円)

265,400円 → 278,100円

(+12,700円)

ケース3:72歳夫(年金収入240万円)、70歳妻(年金収入80万円)

138,900円 → 150,300円

(+11,400円)

ケース4:42歳夫(給与収入300万円)、40歳妻(給与収入50万円)、3歳子(収入なし)

275,200円 → 291,500円

(+16,300円)

◆ 令和7年度以降の課題 ◆

令和5年度上尾市標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.73%	40,660円
支援分	2.77%	16,232円
介護分	2.39%	17,350円
合計	11.89%	74,242円

改定後(令和6年度～)

	所得割	均等割
医療分	6.8%	31,000円
支援分	2.4%	13,000円
介護分	2.1%	15,000円
合計	11.3%	59,000円

★標準保険税率との差

所得割	均等割
0.07%	▲9,660円
▲0.37%	▲3,232円
▲0.29%	▲2,350円
▲0.59%	▲15,242円

標準保険税率との差(所得割約0.6%、均等割約15,000円)を令和7年度、令和8年度の二段階で解消 ← 令和6年度～審議予定

令和7年度・令和8年度で解消が必要